

■一律排水基準

- 日平均排水量が 50m³/日以上 of 工場又は事業場に適用されます。
- 条例に基づく上乗せ排水基準（排水基準より厳しい基準）が定められている項目（1の備考欄に「上乗せ有り」と記載している項目）については、上乗せ排水基準が適用されますので【参考資料2】も併せてご確認ください。

1 有害物質を除く排出水の汚染状態

（排水基準を定める省令（S46 総令 35）別表第2）

項目		許容限度	備考
水素イオン濃度 （水素指数；pH）	海域以外の公共用水域に 排出されるもの	5.8 以上 8.6 以下	
	海域に排出されるもの	5.0 以上 9.0 以下	
生物化学的酸素要求量（BOD）		160mg/L （日間平均 120mg/L）	上乗せ有り （最大値・日間平均値）
化学的酸素要求量（COD）		160mg/L （日間平均 120mg/L）	上乗せ有り （最大値・日間平均値）
浮遊物質（SS）		200mg/L （日間平均 150mg/L）	上乗せ有り （最大値・日間平均値）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量；n-Hex(M)）		5mg/L	上乗せ有り（最大値）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量；n-Hex(A)）		30mg/L	上乗せ有り（最大値）
フェノール類含有量（Phenol）		5mg/L	上乗せ有り（最大値）
銅含有量（T-Cu）		3mg/L	
亜鉛含有量（T-Zn）		2mg/L	
溶解性鉄含有量（s-Fe）		10mg/L	
溶解性マンガン含有量（s-Mn）		10mg/L	
クロム含有量（T-Cr）		2mg/L	
大腸菌群数（NC）		日間平均 3000 個/cm ³	
窒素含有量（T-N）		120mg/L （日間平均 60mg/L）	
リン含有量（T-P）		16mg/L （日間平均 8mg/L）	

備考

- 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 3 略
- 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼（※1）、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1Lにつき9,000mgを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域（※2）及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- 7 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼（※1）、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域（※2）及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

※1 香川県内で対象となる湖沼は次のとおりです。（下線：燐含有量のみ適用）
（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼（S60 環告 27））

位置	名称
高松市	奥の池、公渕池、久米池、坂瀬池、三郎池、住蓮寺池、城池、新池、神内池、橘池、内場ダム貯水池、奈良須池、羽間上池、平田池、平池、松尾池、龍満池
丸亀市	大窪池、上池、楠見池、仁池
坂出市	四手池、府中ダム貯水池（府中湖）
善通寺市	大池、買田池
観音寺市	井関池、一の谷池、大池、五郷ダム貯水池、豊稔池、丸山池
さぬき市	石神池、野間池、八幡池、前山ダム貯水池
東かがわ市	石引池、小路池、千足ダム貯水池、大内ダム貯水池、明神池
三豊市	勝田池、国市池
土庄町	蛙子池
小豆島町	粟地ダム貯水池、猪之谷池、内海ダム貯水池、三五郎池、殿川ダム貯水池
三木町	男井間池、山大寺池
直島町	直島ダム貯水池
綾川町	田万ダム貯水池、永富池、長柄ダム貯水池、北条池、府中ダム貯水池（府中湖）
まんのう町	亀越池、満濃池

※2 香川県の関係では、瀬戸内海が定められています。
（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域（H5 環告 67））

2 有害物質による排出水の汚染状態

(排水基準を定める省令 (S46 総令 35) 別表第 1)

項目		許容限度
カドミウム及びその化合物		0.03mg/L
シアン化合物		1mg/L
有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン 及びE PNに限る。)		1mg/L
鉛及びその化合物		0.1mg/L
六価クロム化合物		0.5mg/L
砒素及びその化合物		0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005mg/L
アルキル水銀		検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル		0.003mg/L
トリクロロエチレン		0.1mg/L
テトラクロロエチレン		0.1mg/L
ジクロロメタン		0.2mg/L
四塩化炭素		0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン		1mg/L
cis-1,2-ジクロロエチレン		0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02mg/L
チウラム		0.06mg/L
シマジン		0.03mg/L
チオベンカルブ		0.2mg/L
ベンゼン		0.1mg/L
セレン及びその化合物		0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に 排出されるもの	10mg/L
	海域に排出されるもの	230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に 排出されるもの	8mg/L
	海域に排出されるもの	15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物 及び硝酸化合物		100mg/L (アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒 素及び硝酸性窒素の合計量)
1,4-ジオキサン		0.5mg/L

備考

- 1 「検出されないこと。」とは、第二条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第三百六十三号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。